

問題I

設問1

別添①(1) 本件訴訟の進行については本郷が主導することとし、駒場は本件訴訟に関与しない旨の条項を追加すべきである。 ^{上掲条項を}

さて、第2条の売渡代金は変更せず、その上で敗訴の場合は本件訴訟の遂行にかかる費用、本件訴訟の対応として本郷が製品のトラブルに伴う費用や損失に加え、敗訴の場合は、千駄木が負担する損害賠償額に相当する額を本郷が駒場に補償する義務を負うという条項を追加すべきである。

設問2 (答)別添②

別添②の2(8)の末尾に「(b)を新設し、「本会社が開発・設計・製造又は販売した製品に関して、製造物責任法を含む法令に基づき欠陥又は瑕疵は存在しない。」との規定を設ける。

また、別添②(2)を「本郷が株式会社向付工事中に使用した熱交換器(品番1438002J)(完成品および工程品の)の存在をめぐりに係る不具合の可能性」と修正する。

さらに駒場が「本条については、完成品等を本郷に納入する予定がある場合には「本郷が株式会社向付」との文言を削除する」との提案を考へるが、そのための予定があるかという点を検討した上での注記を付す。

設問3

第4条第1項を5項7項を新設し、「^{70-シグロヨの間に}売主は、別添①(1)の契約相手方から、~~千駄木~~本会社の金属材料が譲渡以下を理由に契約の解除権を行使しないことと同意する同意書(以下「同意書」と称。)を取得し、買主に交付する義務を負う。」との規定を設ける。

また、第4条第2項を新設し、「^{買主}売主は、70-シグロヨとの間に別添①(2)の量の契約相手方から同意書を取得することに協力する義務を負う。」との規定を設ける。

さらに、第9条第1項に第3号を新設し、「別添①(2)及び(3)の契約相手方に対する解除権行使」との規定を設ける。

設問4

第1条 買主の義務の前提条件として、売主である本郷が島島の株主を千駄木が全て譲り受けし旨の条件を設けるべきである。

